

平成28年度第3回平塚市国民健康保険運営協議会

次 第

日 時 平成29年1月26日(木)

午後2時15分～

場 所 平塚市役所本館7階 710会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 平成29年度平塚市国民健康保険事業運営基本方針(案)について

(2) 平塚市国民健康保険税条例の一部改正について

(3) 平成30年度国保制度改革について

(4) その他

3 閉 会

平成29年度平塚市国民健康保険事業運営基本方針（案）

平塚市 健康・こども部 保険年金課

1 平成29年度平塚市国民健康保険事業運営基本方針（案）

平成30年度の国民健康保険制度改革に向けて、着実に取り組むとともに、保険税収納率の向上対策、被保険者資格適用の適正化、医療費の適正化、保健事業の推進に取り組んでいきます。

（1）国民健康保険制度改革に向けた着実な取り組み

1 改革に向けた事務の円滑な推進

平成30年度からの国民健康保険税度改革に向けて、県や県国民健康保険連合会と連携を密にし、条例改正や事務の標準化などを円滑に進めます。

2 国民健康保険関連システムなどの構築

市の国民健康保険関連システムの改修と検証、県や県国民健康保険連合会とのシステム構築などを着実に進めます。

3 国民健康保険事業の周知

国民健康保険事業に対する被保険者の理解と協力が得られるように、市ウェブ、パンフレットなどを通じて広報し、国民健康保険制度と本市国民健康保険財政の現状について周知に努めます。

（2）国民健康保険税収納率の向上対策

目標：現年、滞納繰越分合計の収納率を前年度比 +0.2 ポイントとする

- 納付環境の円滑な運用の整備（導入済のもの）
 - ◇ 当初納税通知書をコンビニ対応納付書に
 - ◇ 納付書付き督促状（平成21年12月から実施）
 - ◇ 普通徴収の納期ごとの分割金額の端数処理を千円未満から百円未満とし、最初の納期とその後納期の納付金額を平準化（平成22年度）
 - ◇ 年金からの特別徴収を実施（平成22年10月から実施）
 - ◇ 収納実務経験者を2名配置
- 財産調査を含む高額滞納者に対する滞納処分の強化
- 口座振替の勧奨、特に新規加入世帯への勧奨
- 嘱託員等の配置の見直し
 - ◇ 訪問徴収嘱託員を1名減らし、県税OB等1名を配置する方向で滞納処分強化を検討する
- 納税課との情報連携により執行停止等の事務の効率化
- 早期滞納者に対し、電話催促や戸別訪問による納付指導
- 資格証明書及び短期証交付世帯における接触機会の確保と納付指導
- 居所不明調査に基づく執行停止の計画的実施及び徴収見込みのない世帯の執行停止
- 休日開庁（月例）を利用した納付及び納付相談の実施
- 徴収嘱託員と収納担当者との連携の強化

- 所得未申告者の調査
- 納付困難な世帯への減免制度の周知・活用
- 未納が解消しない世帯に財産調査を実施し、「財産調査着手事前通知書」や「差押処分実施通知書」を送付
- 催告状の効果を高めるためのカラー化

(3) 被保険者資格適用の適正化

- 1 居所不明の調査の強化
- 2 医療保険未加入者や医療保険二重加入者等に対する広報

(4) 医療費の適正化

1 審査・調査の向上

- ・ レセプト点検専門嘱託員によるレセプト内容点検の習熟度の向上
- ・ 「傷病原因調査一覧」を有効に活用し、第三者加害行為事故、労災事故等の発見に努める
- ・ 療養費支給申請書の二次点検及び被保険者調査を毎月実施
- ・ 療養費支給申請書の被保険者調査結果に基づく、療養費支給申請書の点検の充実を図る(初検料算定の疑義がある申請書の返戻の実施)
- ・ 県国民健康保険連合会へ必要があると認められるときは海外療養費の不正受給対策業務を委託し、海外療養費支給の適正化に努める

2 医療費削減に向けた周知

- ・ ジェネリック医薬品差額通知の対象医薬品(鎮痛・鎮痒・収斂・消炎剤、その他のアレルギー用薬)を2つ追加
- ・ ジェネリック医薬品差額通知を年3回、実施
- ・ 被保険者証の交付時に、裏面の臓器提供意思表示欄の個人情報保護のため、ジェネリック医薬品希望意思表示シールを配布
- ・ 医療費通知を年4回、実施
- ・ 減額査定通知を年2回実施

3 その他

- ・ 重複・多重受診者に対し、適正受診への指導を実施
- ・ 不当利得(資格喪失後の受診による医療費の返還など)の保険者間調整の実施

(5) 保健事業の推進(特定健康診査・特定保健指導を含む)

1 特定健康診査・特定保健指導実施計画の実施・策定

- ・ 特定健康診査・特定保健指導実施計画(第2期)に基づく円滑な事業展開の実施。平成30年度から実施する同計画(第3期)の策定
- ・ 国保データベースシステムによる医療費等の分析に基づいた国民健康保険データヘルス計画を、特定健康診査・特定保健指導実施計画(第3期)と一体化して策定

2 特定健康診査・特定保健指導の受診率・実施率の向上

- ・ 電話による特定健康診査受診勧奨を予定。
- ・ ダイレクトメール(DM)による特定健康診査受診勧奨を年2回実施。このうち1回は受診率の低い年齢層に対し、他の年齢層とは別の内容のDMを送付。
- ・ FM湘南ナパサ「健康福祉ふれあい広場」の年2回の広報など
- ・ 国民健康保険人間ドック実施機関の拡充

- 3 健康課（保健センター）との連携
 - ・ 特定保健指導の実施（健康課）
- 4 適切、時宜的なパンフレットの窓口配布

2 平成29年度国民健康保険事業特別会計当初予算（案）の概要

総額

平成29年度当初予算案の歳入歳出総額は、前年度比0.3ポイント、8,900万円の増加の339億4,400万円となります。平成27年度を上回り、過去最大の予算規模となります。

また、平成30年度の国保制度改革により、30年度以降は県が財政運営の責任主体となり、県内市町村に対し中心的な役割を果たすこととなります。本市が単独の保険者で運営する国民健康保険事業としては、平成29年度が最後の予算となります。

歳入

国民健康保険税は前年度の28年度当初予算と比べて、1億3,977万円余減の63億8,929万円を計上しています。被保険者数の減少による減額を見込んでいます。

税率と賦課割合の見直しについては、平成28年度に税率を変更していること、平成30年度の国保制度改革で税率の見直し方が全国の標準的な方法に大きく変わり、税率改定が必要となることから、平成29年度は行いません。

国庫支出金は、定率国庫負担金である療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金、財政調整交付金等の交付見込額として59億998万円余を計上しています。

療養給付費交付金は退職者医療制度による交付金で、歳出の退職被保険者等に係る療養給付費等の保険給付費、後期高齢者支援金等に対する交付金見込額として3億6,094万円余を計上しています。退職者医療制度の対象者である退職被保険者数の減少による減額を見込んでいます。

前期高齢者交付金は、平成23年度から平成28年度までの交付実績から推計して、79億79万円余を計上しています。

県支出金は、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金、県財政調整交付金として17億8,082万円を計上しています。

共同事業交付金は、国民健康保険の再保険にあたるもので、高額医療費共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金を合わせて77億3,812万円を計上しています。

繰入金は、法定繰入金とその他一般会計繰入金を計上しています。その他一般会計繰入金は財政援助的な繰入金で、主に保険税水準を引き下げた分を補うものとして、療養給付費に充てられています。前年度当初予算と比べて300万円増の14億9,961万円余を計上しています。

歳出

総務費に国民健康保険制度改革に伴うシステム改修費を計上しています。

保険給付費の一般被保険者分の療養給付費、高額療養費は、被保険者数は減少するものの、医療の高度化や、平成29年が診療報酬の改定年ではないこ

とから、1人当たり保険者負担額は増加すると見込みました。一般被保険者分の療養給付費は、前年度比2.9ポイント増の171億1,351万円余りを計上しています。また、退職被保険者等分の療養給付費、療養費、高額療養費は、対象となる元の人数が少ないことから退職被保険者等の人数の減少が大きく影響すると見込み、減で計上しています。保険給付費全体では前年度比0.9ポイント増の202億1,327万円余を計上しています。

後期高齢者支援金等及び前期高齢者納付金等は、平成23年度から平成28年度までの実績から推計し、後期高齢者支援金等が前年度比5.7ポイント減の39億4,946万円余を、前期高齢者納付金等が前年度比25.9ポイント減少の325万円余を計上しています。

老人保健拠出金は、老人保健制度が平成20年3月31日で廃止されていることから、精算処理の所要見込額を計上しています。

介護納付金は、国民健康保険に加入している40歳から64歳までの介護保険2号被保険者数の減少と1人当たり負担額の伸び率、実績等を勘案し、前年度比7.8ポイント減の13億4,410万円余を計上しています。

共同事業拠出金は、歳入でご説明しました共同事業交付金の原資にあたるもので、前年比2.7ポイント増の77億3,813万円を計上しています。

平成29年度当初予算総括表 [対平成28年度当初予算]

単位 円 △はマイナス

科 目	歳 入		歳 入		増減額	増減比 (%)	説 明
	29年度当初	構成比	28年度当初	構成比			
国民健康保険税	6,389,299,000	18.8	6,529,070,000	19.3	△ 139,771,000	△ 2.1	29年度現年度分と滞納繰越分の保険税
一般被保険者医療給付費分現年課税分	4,479,061,000		4,603,666,000		△ 124,605,000	△ 2.7	
一般被保険者後期高齢者支援金分現年課税分	975,203,000		994,284,000		△ 19,081,000	△ 1.9	一般被保険者現年度分
一般被保険者介護納付金分現年課税分	471,515,000		489,377,000		△ 17,862,000	△ 3.6	
一般被保険者医療給付費分滞納繰越分	240,072,000		208,203,000		31,869,000	15.3	
一般被保険者後期高齢者支援金分滞納繰越分	46,214,000		45,924,000		290,000	0.6	一般被保険者滞納繰越分
一般被保険者介護納付金分滞納繰越分	31,398,000		27,922,000		3,476,000	12.4	
退職被保険者等医療給付費分現年課税分	91,958,000		100,632,000		△ 8,674,000	△ 8.6	
退職被保険者等後期高齢者支援金分現年課税分	20,158,000		21,727,000		△ 1,569,000	△ 7.2	退職被保険者等現年度分
退職被保険者等介護納付金分現年課税分	27,281,000		30,208,000		△ 2,927,000	△ 9.7	
退職被保険者等医療給付費分滞納繰越分	4,337,000		4,792,000		△ 455,000	△ 9.5	
退職被保険者等後期高齢者支援金分滞納繰越分	984,000		1,114,000		△ 130,000	△ 11.7	一般被保険者等滞納繰越分
退職被保険者等介護納付金分滞納繰越分	1,118,000		1,221,000		△ 103,000	△ 8.4	
一部負担金	20,000	0.0	20,000	0.0	0	0.0	支払猶予で、市に納める一部負担金
国庫支出金	5,909,981,000	17.4	5,756,865,000	17.0	153,116,000	2.7	
療養給付費等負担金(現年度分)	5,040,912,000		5,021,075,000		19,837,000	0.4	一般給付費から保険基金安定繰入金1/2分などを差引した額の32%相当額
療養給付費等負担金(過年度分)	10,000		10,000		0	0.0	
高額医療費共同事業負担金	226,233,000		173,719,000		52,514,000	30.2	高額医療費共同事業に対する国負担金
特定健康診査等負担金(現年度分)	36,688,000		35,846,000		842,000	2.3	特定健康診査・特定保健指導に対する国負担金
特定健康診査等負担金(過年度分)	10,000		10,000		0	0.0	
財政調整交付金	606,118,000		526,195,000		79,923,000	15.2	市町村間の財政力の不均衡を調整するための交付金
災害臨時特例補助金	10,000		10,000		0	0.0	東日本大震災に伴う東電福島原発事故に関して、保険税の減免と一部負担金等の減免の特例措置による負担増額などを補助するための交付金
事務費補助金	0		0		0	0.0	
国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金	0		0		0	0.0	
療養給付費等交付金	360,943,000	1.1	850,735,000	2.5	△ 489,792,000	△ 57.6	退職被保険者等の保険給付に要する費用に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金
療養給付費等交付金(現年度分)	360,933,000		850,725,000		△ 489,792,000	△ 57.6	
療養給付費等交付金(過年度分)	10,000		10,000		0	0.0	
前期高齢者交付金	7,900,796,000	23.3	7,826,272,000	23.1	74,524,000	1.0	前期高齢者の偏在による保険者間の不均衡を調整する交付金
県支出金	1,780,824,000	5.2	1,668,160,000	4.9	112,664,000	6.8	
高額医療費共同事業負担金	226,233,000		173,719,000		52,514,000	30.2	高額医療費共同事業に対する県負担金
特定健康診査等負担金	36,688,000		35,846,000		842,000	2.3	特定健康診査・特定保健指導に対する県負担金
県財政調整交付金	1,517,903,000		1,458,595,000		59,308,000	4.1	一般給付費から保険基金安定繰入金1/2分などを差引した額の9%相当額
連合会支出金							
共同事業交付金	7,738,123,000	22.8	7,505,910,000	22.2	232,213,000	3.1	財政運営の負担を緩和する高額医療費共同事業等への交付金
高額医療費共同事業交付金	904,934,000		694,876,000		210,058,000	30.2	
保険財政共同安定化事業交付金	6,833,189,000		6,811,034,000		22,155,000	0.3	
財産収入	2,000	0.0	4,000	0.0	△ 2,000	△ 50.0	
繰入金	3,485,271,000	10.3	3,241,289,000	9.6	243,982,000	7.5	平塚市一般会計からの繰入金
保険基金安定繰入金	1,449,558,000		1,238,045,000		211,513,000	17.1	法定繰入金
保険基金安定繰入金(保険税軽減分)	913,577,000		801,735,000		111,842,000	14.0	保険税(均等割・平等割)の負担緩和に対する繰入れ。累分を含む。
保険基金安定繰入金(保険者支援分)	535,981,000		436,310,000		99,571,000	22.8	保険税(均等割・平等割)の減額対象者の数に応じた繰入れ。国・累分を含む。
職員給与費等繰入金	371,525,000		334,483,000		37,042,000	11.1	法定繰入金
出産育児一時金等繰入金	77,000,000		86,800,000		△ 9,800,000	△ 11.3	法定繰入金
国保財政安定化支援事業繰入金	87,576,000		85,349,000		2,227,000	2.6	法定繰入金
その他一般会計繰入金	1,499,612,000		1,496,612,000		3,000,000	0.2	保険税軽減分や保険税減免分の法定外繰入金
基金繰入金	0		0		0	0.0	
繰越金	350,000,000	1.0	450,000,000	1.3	△ 100,000,000	△ 28.2	28年度からの繰越金
諸収入	28,741,000	0.1	26,675,000	0.1	2,066,000	7.7	保険税の延滞金など
一般被保険者延滞金	5,000,000		4,500,000		500,000	11.1	
退職被保険者等延滞金	10,000		10,000		0	0.0	
一般被保険者加算金	10,000		10,000		0	0.0	
退職被保険者等加算金	10,000		10,000		0	0.0	
一般被保険者第三者納付金	21,847,000		20,392,000		1,455,000	7.1	
退職被保険者等第三者納付金	40,000		40,000		0	0.0	
一般被保険者返納金	1,251,000		1,002,000		249,000	24.9	
退職被保険者等返納金	10,000		10,000		0	0.0	
指定公費負担医療立替交付金	558,000		696,000		△ 138,000	△ 19.8	
老人保健拠出金還付金	5,000		5,000		0	0.0	
歳入合計	33,944,000,000	100.0	33,855,000,000	100.0	89,000,000	100.3	

単位 円 △はマイナス

科 目	歳 出						説 明
	29年度当初	構成比	28年度当初	構成比	増減額	増減比(%)	
総務費	371,849,000	1.1	334,483,000	1.0	37,366,000	11.2	
総務管理費	281,336,000		260,695,000		20,641,000	7.9	人件費・事務費など
一般管理費	279,325,000		259,373,000		19,952,000	7.7	
職員給与費	183,786,000		191,841,000		△ 8,055,000	△ 4.2	
国民健康保険庶務事業	95,539,000		67,532,000		28,007,000	41.5	
連合会負担金	2,011,000		1,322,000		689,000	52.1	国民健康保険連合会の負担金
徴税費	89,762,000		72,879,000		16,883,000	23.2	保険税徴収の費用
運営協議会費	751,000		909,000		△ 158,000	△ 17.4	運営協議会の費用
保険給付費	20,213,272,000	59.5	20,038,821,000	59.2	174,451,000	0.9	
療養費	17,710,920,000		17,528,970,000		181,950,000	1.0	
一般被保険者療養給付費	17,113,514,000		16,637,323,000		476,191,000	2.9	一般被保険者が診療などを受けた際に支払う費用のうち、保険医療機関等に支払うもの
退職被保険者等療養給付費	306,113,000		594,633,000		△ 288,520,000	△ 48.5	退職被保険者等が診療などを受けた際に支払う費用のうち、保険医療機関等に支払うもの
一般被保険者療養費	236,041,000		240,632,000		△ 4,591,000	△ 1.9	一般被保険者が診療、治療用器具やその他の事情により全額自己負担した場合に、保険給付割合に応じた額を支給するもの
退職被保険者等療養費	2,860,000		7,413,000		△ 4,553,000	△ 61.4	退職被保険者等が診療、治療用器具やその他の事情により全額自己負担した場合に、保険給付割合に応じた額を支給するもの
審査支払手数料	52,392,000		48,969,000		3,423,000	7.0	レセプト点検の手数料
高額療養費	2,364,144,000		2,356,535,000		7,609,000	0.3	
一般被保険者高額療養費	2,324,240,000		2,266,223,000		58,017,000	2.6	一般被保険者が支払った一部負担金が高額で、自己負担限度額を超えた場合に、支給するもの
退職被保険者等高額療養費	39,084,000		89,357,000		△ 50,273,000	△ 56.3	退職被保険者等が支払った一部負担金が高額で、自己負担限度額を超えた場合に、支給するもの
一般被保険者高額介護合算療養費	615,000		573,000		42,000	7.3	
退職被保険者等高額介護合算療養費	205,000		382,000		△ 177,000	△ 46.3	
移送費	450,000		500,000		△ 50,000	△ 10.0	
一般被保険者移送費	250,000		300,000		△ 50,000	△ 16.7	
退職被保険者等移送費	200,000		200,000		0	0.0	
出産育児諸費	115,558,000		130,266,000		△ 14,708,000	△ 11.3	
出産育児一時金	115,500,000		130,200,000		△ 14,700,000	△ 11.3	
支払手数料	58,000		66,000		△ 8,000	△ 12.1	
雑費	22,200,000		22,550,000		△ 350,000	△ 1.6	
後期高齢者支援金等	3,949,464,000	11.6	4,189,725,000	12.4	△ 240,261,000	△ 5.7	後期高齢者医療制度に対して拠出する支援金（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく支援金）
後期高齢者支援金	3,949,108,000		4,189,341,000		△ 240,233,000	△ 5.7	
後期高齢者関係事務費拠出金	356,000		384,000		△ 28,000	△ 7.3	
前期高齢者納付金等	3,256,000	0.0	4,395,000	0.0	△ 1,139,000	△ 25.9	前期高齢者の費用負担を調整するための納付金（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく支援金）
前期高齢者納付金	2,935,000		4,050,000		△ 1,115,000	△ 27.5	
前期高齢者関係事務費拠出金	321,000		345,000		△ 24,000	△ 7.0	
老人保健拠出金	300,000	0.0	300,000	0.0	0	0.0	老人保健法に基づく拠出金
老人保健医療費拠出金	100,000		100,000		0	0.0	
老人保健事務費拠出金	200,000		200,000		0	0.0	
介護納付金	1,344,107,000	4.0	1,457,886,000	4.3	△ 113,779,000	△ 7.8	介護保険制度に対して拠出する支援金
共同事業拠出金	7,738,130,000	22.8	7,531,589,000	22.2	206,541,000	2.7	財政運営の負担を緩和する高額医療費共同事業等への拠出金
高額医療費共同事業拠出金	904,934,000		694,876,000		210,058,000	30.2	
保険財政共同安定化事業拠出金	6,833,189,000		6,836,703,000		△ 3,514,000	△ 0.1	
その他共同事業事務費拠出金	7,000		10,000		△ 3,000	△ 30.0	
保健事業費	262,152,000	0.8	259,791,000	0.8	2,361,000	0.9	こくほの健診・こくほの人間ドックなどの費用
保健事業費	33,813,000		33,687,000		126,000	0.4	
保健普及事業	14,113,000		13,987,000		126,000	0.9	
病院事業費	19,700,000		19,700,000		0	0.0	
特定健康診査等事業費	228,339,000		226,104,000		2,235,000	1.0	
国民健康保険特定健康診査等事業（特定健康診査等）	213,225,000		211,094,000		2,131,000	1.0	
国民健康保険特定健康診査等事業（特定保健指導等）	15,114,000		15,010,000		104,000	0.7	
基金積立金	2,000	0.0	4,000	0.0	△ 2,000	△ 50.0	
諸支出名	56,468,000	0.2	33,006,000	0.1	23,462,000	71.1	還付金・返還金など
一般被保険者保険税還付金	53,000,000		29,400,000		23,600,000	80.3	
退職被保険者等保険税還付金	930,000		930,000		0	0.0	
償還金（国庫支出金返還金）	5,000		5,000		0	0.0	
償還金（特別返還金）	0		0		0	0.0	
一般被保険者還付加算金	1,910,000		1,910,000		0	0.0	
退職被保険者等還付加算金	60,000		60,000		0	0.0	
療養給付費等交付金返還金	5,000		5,000		0	0.0	
指定公費負担医療立替金	558,000		696,000		△ 138,000	△ 19.8	
子細費	5,000,000		5,000,000		0	0.0	
歳 出 合 計	33,944,000,000	100.0	33,855,000,000	100.0	89,000,000	0.3	

（繰越明許費）

繰越明許費

0

0

平塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について
～ 低所得者に係る国民健康保険税の
軽減判定所得の見直しについて ～

1 改正の要旨

地方税法施行令の一部改正に伴い、低所得者の国民健康保険税の軽減判定所得の基準の引き上げを行うものです。

(1) 5割軽減基準額

【現行】

$$33\text{万円} + \underline{26\text{万}5,000\text{円}} \times \text{被保険者数}^*$$

【改正後】

$$33\text{万円} + \underline{27\text{万円}} \times \text{被保険者数}^*$$

(2) 2割軽減基準額

【現行】

$$33\text{万円} + \underline{48\text{万円}} \times \text{被保険者数}^*$$

【改正後】

$$33\text{万円} + \underline{49\text{万円}} \times \text{被保険者数}^*$$

※ 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含みます。ただし、移行後も継続して同じ世帯であることが条件です。

2 改正の理由等

平成28年12月22日に平成29年度税制改正の大綱が閣議決定され、この中に、前記1に記載する内容の記述が盛り込まれました。

この軽減判定所得の基準につきましては、地方税法で政令の定める基準に従い、市町村の条例で定めることとなっています。したがって、当該大綱を受けた地方税法施行令の一部改正があった場合には、これに合わせて本市国民健康保険税条例を改正する必要があります。

当該政令は、例年、3月末に公布され、4月1日から施行されます。当該政令の公布を待って直ちに条例を改正、公布し、4月1日に施行するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長の専決処分により対応することといたします。

3 施行日

平成29年4月1日

医療保険制度改革の背景と方向性

1. 改革の背景

○増大する医療費 約40兆円 (毎年約1兆円増加)

H24国民医療費・・・前年比+6,300億円

- ①入院医療費の増・・・約6割(3,800億円)
- ②75歳以上の医療費の増・・・約7割(4,300億円)
- ③医療の高度化による医療費の増
・・・がんの医療費の増(1,700億円)は医科医療費の増の3分の1

○少子高齢化の進展による現役世代の負担増

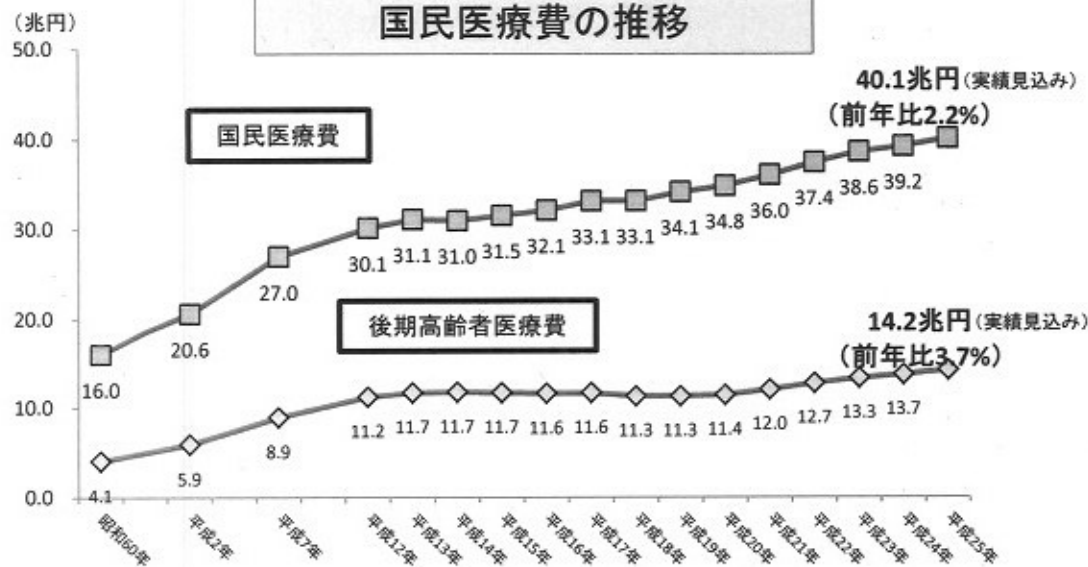
給付費・・・後期高齢者は若人の約5倍

○国保の構造的な課題 (年齢が高く医療費水準が高い等)

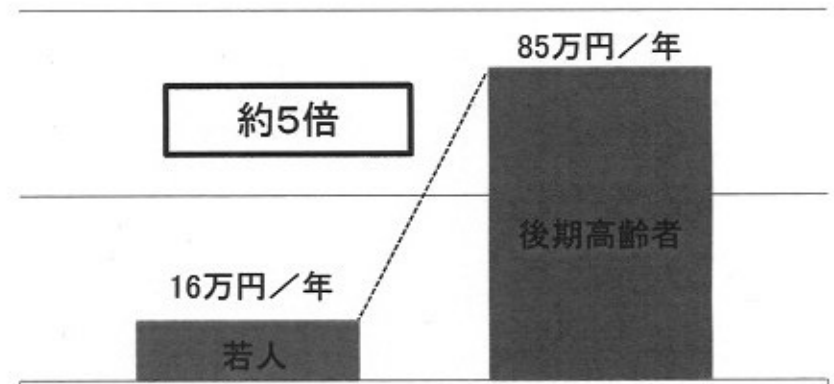
2. 改革の方向性

以下により、国民皆保険を将来にわたって堅持

- ①医療保険制度の安定化 (国保、被用者保険)
- ②世代間・世代内の負担の公平化
- ③医療費の適正化
 - ・病床機能の分化・連携、入院医療の適正化、地域包括ケアの推進
 - ・予防・健康づくりの推進、ICTの活用
 - ・後発医薬品の使用促進



後期高齢者と若人の一人当たりの給付費



平成24年度の一人当たり給付費実績

改革後の国保財政の仕組み(イメージ)

○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う(保険給付費等交付金の交付)ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

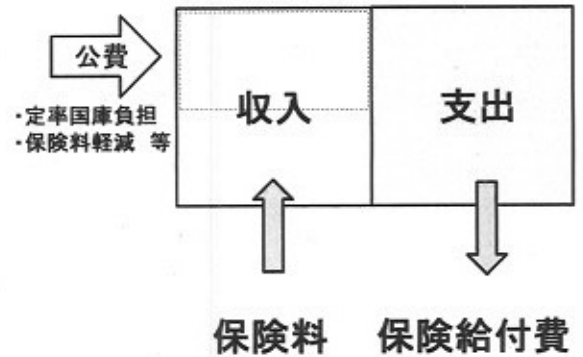
※ 都道府県にも国保特別会計を設置

○ 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮

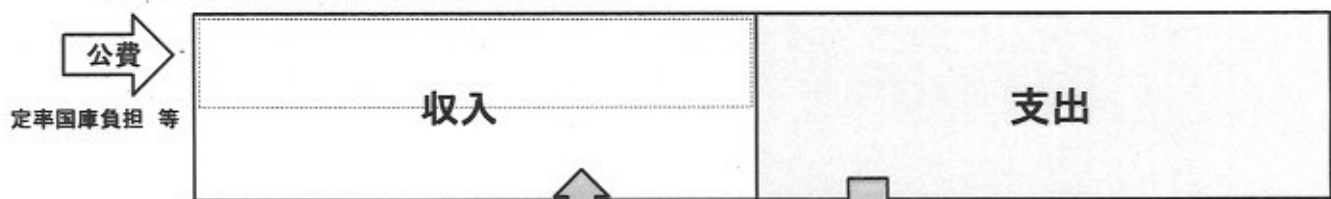
現行

市町村の
国保特別会計



改革後

都道府県の国保特別会計



市町村の
国保特別会計



- ① 保険給付に必要な費用を、全額、市町村へ交付
- ② 災害等による保険料の減免額等が多額であることや、市町村における保健事業を支援するなど、市町村に特別な事情がある場合に、その事情を考慮して交付

医療費に係る納付金の計算方法

納付金算定の仕組みを数式にした場合のイメージ(高額医療費等について加味)

$$\begin{aligned} \text{市町村の納付金の額} &= (\text{都道府県での必要総額}) \times \{ \alpha \cdot (\text{年齢調整後の医療費指数} - 1) + 1 \} \\ &\quad \times \{ \beta \cdot (\text{所得(応能)のシェア}) + (\text{人数(応益)のシェア}) \} / (1 + \beta) \\ &\quad \times \gamma \\ &\quad - \text{高額医療費負担金調整} \\ &\quad + \text{地方単独事業の減額調整分} \\ &\quad + \text{財政安定化基金の返済分・補填分 等} \end{aligned}$$

- ※1 α は医療費指数をどの程度反映させるかを調整する係数($0 \leq \alpha \leq 1$)
 $\alpha = 1$ の時、医療費水準を納付金額に全て反映。
 $\alpha = 0$ の時、医療費水準を納付金額に全く反映させない(都道府県内統一の保険料水準)。
- ※2 β は所得のシェアをどの程度反映させるかを調整する係数であり、都道府県の所得水準に応じて設定することを原則とする。
- ※3 都道府県で保険料水準を統一する場合に、例外的に、収納率の多寡で保険料率が変化しないよう収納率の調整を行うことも可能とする仕組みとする。
- ※4 γ は市町村の納付金額の総額を都道府県の必要総額に合わせるための調整係数
- ※5 後期高齢者支援金、介護納付金に係る費用については別途所得調整を行う算式により計算した後に納付金額に加算することとする。

標準保険料率を算定する考え方

○ 現状、国保の保険料は様々な要因(※)により差異が生じているため、他の市町村の保険料水準との差を単純に比較することは困難な状況。

※ 市町村ごとに年齢構成や医療費水準に差があること、保険料の算定方式が異なること、決算補てん等目的の法的外繰入を行っている市町村があること等

⇒ 都道府県が市町村ごとの標準保険料率を示すことにより、標準的な住民負担に見える化。

※ 将来的な保険料負担の平準化を進める観点から、都道府県は、標準的な保険料算定方式や市町村規模別の標準的な収納率等に基づき、標準保険料率を算定することとする。

(イメージ) ※A市とB町が同じ所得水準である場合

都道府県 標準保険料率	一人当たり医療費		市町村 標準保険料率	当該市町村の 保険料算定方式で 算出した場合	実際の保険料率 (市町村が決定)
	(年齢構成調整前)	(年齢構成調整後)			
所得割 8% 均等割 40,000円	A市: 380,000円	A市: 400,000円	A市: 所得割 10% 均等割 50,000円	A市: 所得割 10% 均等割 50,000円	A市 所得割 10% 均等割 50,000円
	B町: 300,000円	B町: 240,000円 (A市の6割)	B町: 所得割 6% 均等割 30,000円 (A市の6割)	B町: 所得割 6% 均等割 23,000円 世帯割 10,000円	B町 所得割 5.8% 均等割 22,000円 世帯割 9,000円

全国統一ルールで算出した場合

年齢調整後の医療費水準に応じた負担

収納率向上等により、都道府県が示す数値より引き下げが可能

国保改革施行後の赤字解消に向けた道筋

赤字の主な要因

年度途中に医療費増や保険料収納不足等が発生するために、決算補填のための繰入を実施



納付金・保険給付費等交付金の仕組みの導入や財政安定化基金の創設により、年度中の財政は安定化し繰り入れの必要性は大幅に減少

保険料水準の引き下げのために一般会計繰入を実施



都道府県が、標準保険料率を示すことにより、保険料が見える化。あるべき保険料水準やその要因を把握等も踏まえ、法定外繰入の計画的・段階的な解消・削減を実施

個別の保険料減免や地方単独事業の波及増補填のために一般会計繰入を実施



個別の保険料減免及び地方単独事業の波及増補填のための一般会計繰入は、「決算補填等以外の目的」と整理

法律上の国民健康保険運営協議会(都道府県、市町村)の位置付け

都道府県に設置される
国保運営協議会

主な審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・国保事業費納付金の徴収 ・国保運営方針の作成 <p>その他の重要事項</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者代表 ・保険医又は保険薬剤師代表 ・公益代表 ・被用者保険代表 <p>(*)「国民健康保険の見直しについて(議論のとりまとめ)」(平成27年2月12日国保基盤強化協議会)より</p>

市町村に設置される
国保運営協議会

主な審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付 ・保険料の徴収 <p>その他の重要事項</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者代表 ・保険医又は保険薬剤師代表 ・公益代表 ・被用者保険代表(任意)

(参考) 改正後の国民健康保険法(抜粋)

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…国民健康保険事業費納付金の徴収、…(略)…都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

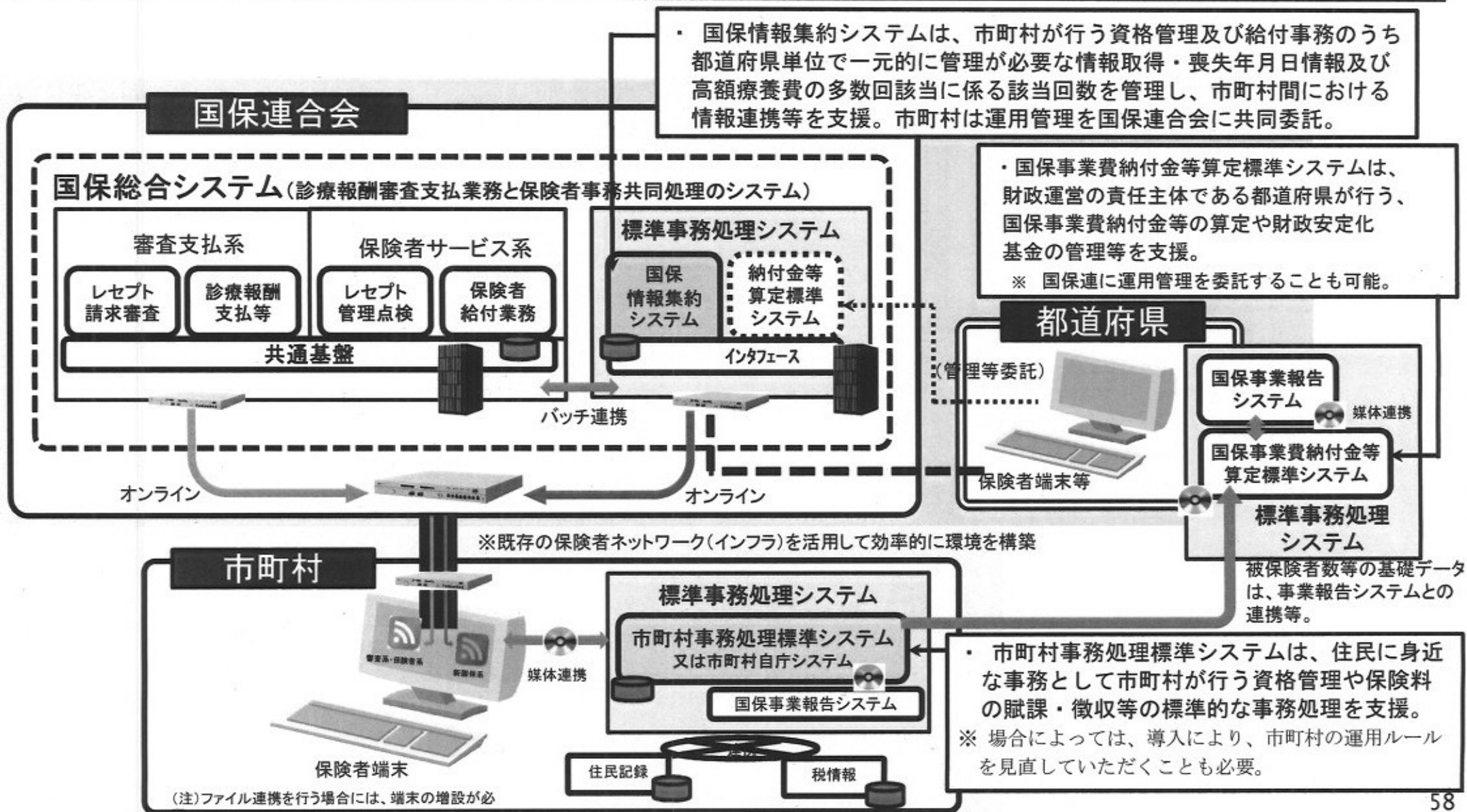
2 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…保険給付、…(略)…保険料の徴収その他の重要事項に限る。)を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項(…(略)…)を審議することができる。

4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

国保保険者 標準事務処理システムの連携(イメージ)

- 国保保険者標準事務処理システムの各システムは、連携して、法令に基づく保険者の標準的な事務処理を支援する。また、都道府県の定める国保運営方針に基づき、地域の実情に応じた柔軟な運営が可能となるようパラメータ設定を可能とする。
- 資格管理や保険料の賦課、給付管理を適正かつ効率的に行うため、市町村の住基・税システム及び国保連合会の国保総合システムとの連携を前提に構築する。



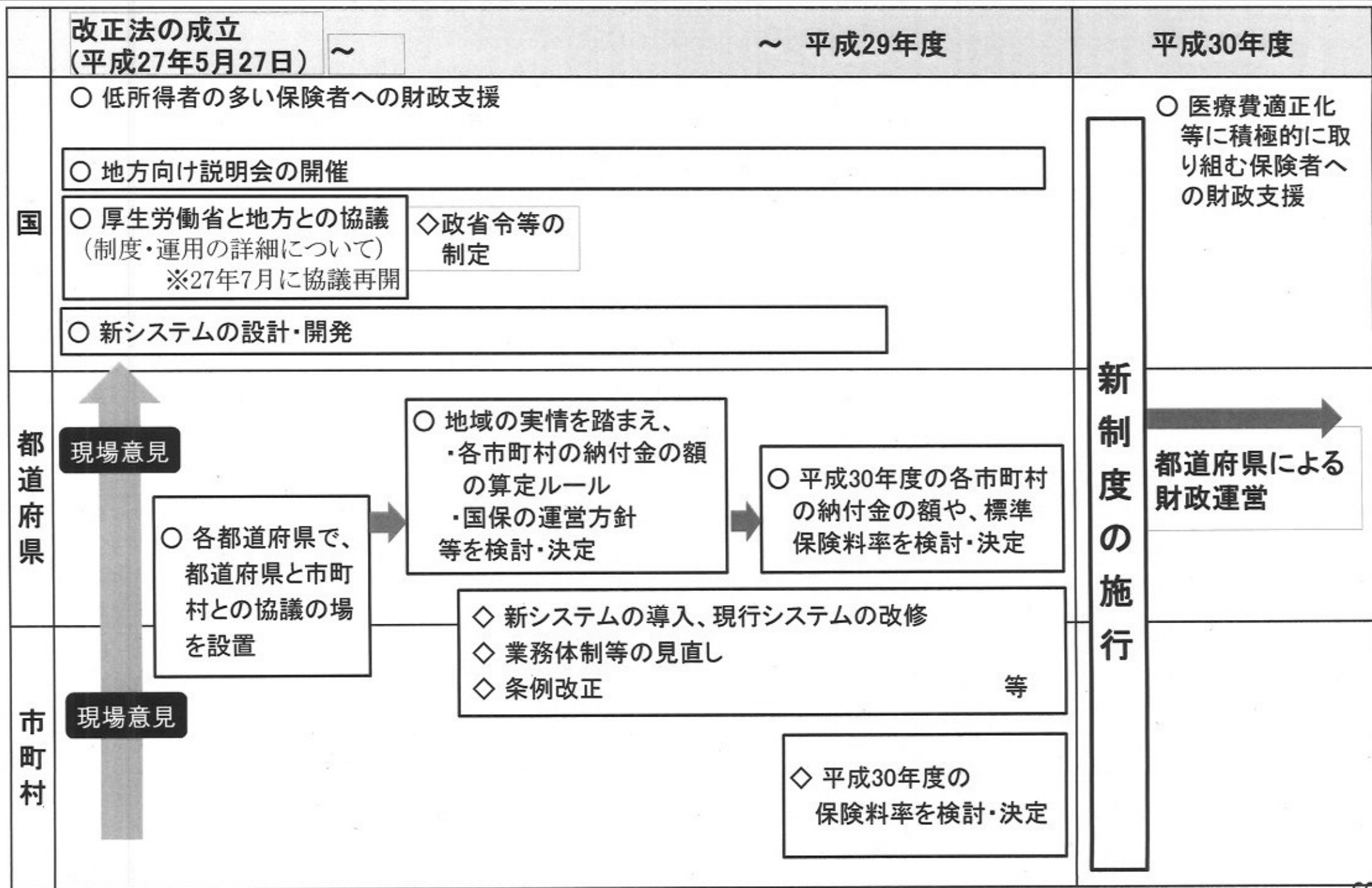
・ 国保情報集約システムは、市町村が行う資格管理及び給付事務のうち都道府県単位で一元的に管理が必要な情報取得・喪失年月日情報及び高額療養費の多数回該当に係る該当回数を管理し、市町村間における情報連携等を支援。市町村は運用管理を国保連合会に共同委託。

・ 国保事業費納付金等算定標準システムは、財政運営の責任主体である都道府県が行う、国保事業費納付金等の算定や財政安定化基金の管理等を支援。
※ 国保連に運用管理を委託することも可能。

・ 国保事業報告システム、国保事業費納付金等算定標準システム、標準事務処理システムは、被保険者数等の基礎データは、事業報告システムとの連携等。

・ 市町村事務処理標準システムは、住民に身近な事務として市町村が行う資格管理や保険料の賦課・徴収等の標準的な事務処理を支援。
※ 場合によっては、導入により、市町村の運用ルールを見直していただくことも必要。

国保制度改革の主な流れ (イメージ)



同一都道府県内市町村間の住所異動に伴う多数回該当の引継ぎ(案)

- 平成30年度以降は、都道府県も国民健康保険の保険者となることに伴い、市町村をまたがる住所の異動があっても、それが同一都道府県内であり、かつ、世帯の継続性が保たれている場合には、平成30年4月以降の療養において発生した転出地における高額療養費の多数回該当に係る該当回数を転入地に引継ぎ、前住所地から通算して被保険者の負担軽減を図る。

同一都道府県内市町村間の住所異動に伴う高額療養費多数回該当の判定

平成28年度					平成29年度						
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
○			○		○	○			○		○

多数回該当
(12月内4月目)
市町村間
住所異動
多数回非該当
(1月目及び2月目)

平成30年度 新制度施行

平成29年度				平成30年度							
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
○			○		○	○		○			○

多数回該当
(4月目)
多数回該当
(5月目)
県内市町村間
住所異動
多数回該当
(4月目)